

参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、指名競争入札を実施する予定です。

2 業務の概要

- (1) 業務名 譲渡用犬の飼養保管業務委託C（単価契約）
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務目的 岡山市が収容した犬が新たな飼い主に譲渡されるまでの間の、飼養（グルーミングを含む）及び保管を目的とする。
- (4) 委託期間 契約日から令和8年3月31日まで

3 応募要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）の役務部門に登録されていること。現在、有資格者名簿に登録がない者も参加意思確認書を提出することができるが、参加意思確認書の提出と併せて有資格者名簿に登録されている者と同等であることの認定を受けること。
- (3) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に規定する動物取扱業のうち保管業の登録を有していること。
- (5) 飼養施設には運動設備を有し、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（環境省令第七号、以下「省令」）に定める運動スペース一体型飼養であること。または運動スペース分離型飼養である場合は寝床、休憩場所と運動スペースが隣接しており、譲渡用犬が容易に移動できる構造であること。
- (6) 寝床、休憩場所（ケージを含む）及び運動場は、省令に定める大型犬（目安：ゴールデン

ン・レトリバー(体長62cm、体高57cm))の飼養基準を満たす設備であること。かつ、1頭に1区画とし、同時に2頭の収容が可能であること。

(7) 人に馴れていない犬(いわゆる野犬等)の飼養及び譲渡経験が1年以上ある者であること。

(8) 岡山市の指示に従って、飼養中の譲渡用犬に対して人馴れ訓練を行うことのできる、岡山市の人馴れ訓練事業のボランティアに登録している者がいること。ただし、法人にあっては、役員若しくは職員にボランティア登録している者がいること。

(9) 動物の愛護及び管理に関する法律、化製場等に関する法律の規定により罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

上記応募要件(4)～(8)確認のための書類等を提出すること。ただし、すでに類する書類等を提出している場合を除く。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
説明書等の交付	公示日～令和7年10月21日(火)
説明書等に関する質問受付	令和7年10月8日(水)午後3時まで
説明書等に関する質問回答	令和7年10月15日(水)午後5時掲載
参加意思確認書の提出	令和7年10月2日(木)～令和7年10月22日(水)まで 各日午前9時から正午、午後1時～午後5時 (岡山市の休日を定める条例(平成元年市条例第44号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)
指名競争入札実施予定※1	令和7年11月頃

※1 応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。指名競争入札を実施する場合には、別途、お知らせします。

5 説明書等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付方法

電子メールで、メールの件名を「【参加者確認質問】譲渡用犬の飼養保管業務委託C(単価契約)」として、岡山市保健福祉局保健所衛生課へ提出すること。

E-mail: hokenshoeiseika@city.okayama.jp

(2) 回答方法

岡山市ホームページ(事業者情報>入札・契約>その他の入札情報>企画競争・その他)へ掲載します。

6 参加意思確認書の提出

(1) 提出書類

①参加意思確認書（様式1）

②動物の愛護及び管理に関する法律に規定する第一種動物取扱業の登録証の写し

(2) 提出方法

持参のみ。

(3) 提出場所

岡山市保健福祉局保健所衛生課

7 その他留意事項

(1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。

(2) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された参加意思確認書は、返却しません。

(4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。

(5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。

(6) 参加意思確認書に記載した配置予定技術者は、変更することはできません。

（※配置予定技術者を必要とする場合のみ）

(7) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。

(8) 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができるものとします。

(9) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。

(10) 本手続は、予算その他本市の事情により中止する場合があります。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市保健福祉局保健所衛生課（岡山市保健福祉会館2階）担当：北川・森野

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

電話：(086)803-1259

FAX：(086)803-1757

E-mail：hokenshoeiseika@city.okayama.jp